

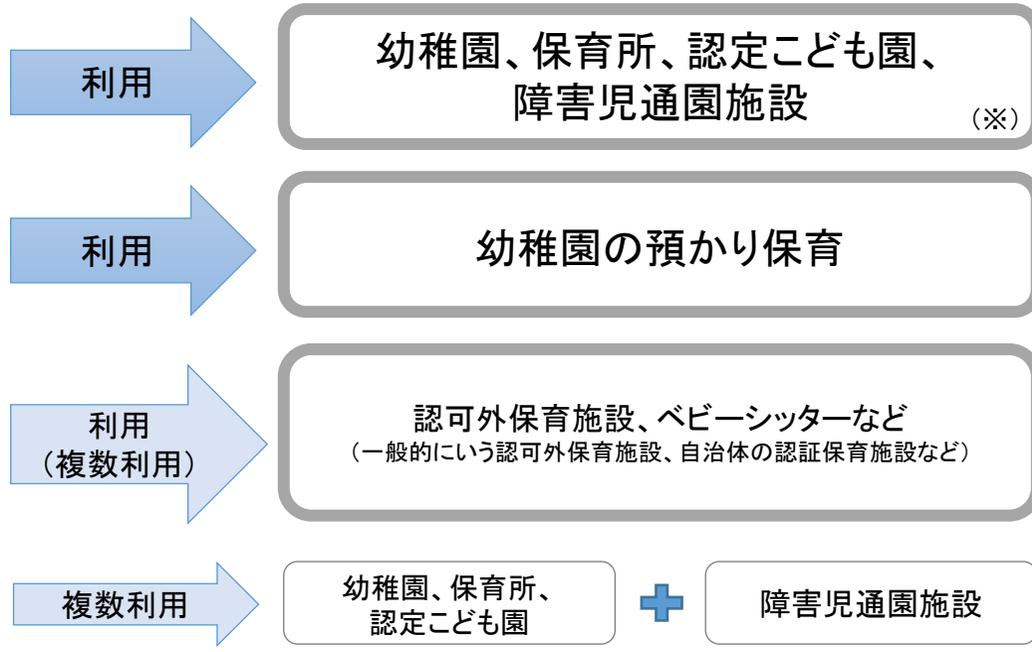
幼児教育の無償化の具体的なイメージ（例）



3歳～5歳

〔保育の必要性の認定事由に該当する子供〕

- ・共働き家庭
- ・シングルで働いている家庭など



無償
(幼稚園は月2.57万円まで)

幼稚園保育料の無償化 (月2.57万円まで)に加え、月1.13万円 (月3.7万円との差額)まで無償

月3.7万円まで無償

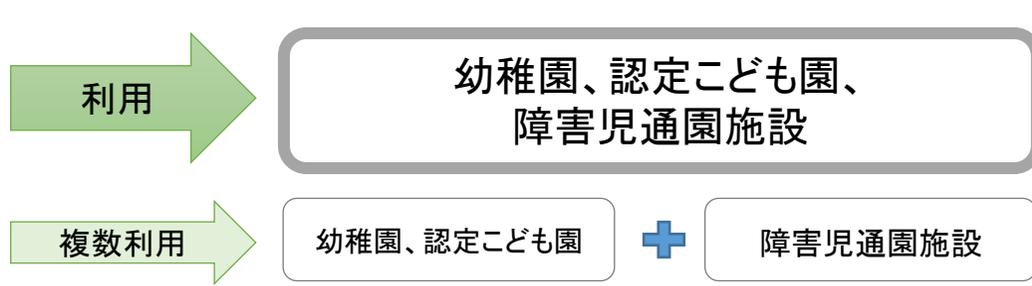
ともに無償
(幼稚園は月2.57万円まで)



3歳～5歳

〔上記以外〕

- ・専業主婦(夫)家庭 など



無償
(幼稚園は月2.57万円まで)

ともに無償
(幼稚園は月2.57万円まで)

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定事由に該当することが必要となる。

住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償。

(※) 地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。